

地域生活圏構築に向けたインパクト創出
～インパクト可視化・実証プログラム～
募集・選定要領

2026年6月22日

国土交通省 国土政策局 総合計画課
実施事務局 株式会社Ridilover

1. プログラム概要

(1) プログラムの実施背景と目的

我が国では、人口減少や高齢化により、地方の中心的な都市においても人口減少が顕在化している。これに伴い、地方都市においては、市場規模の縮小により、交通、医療、商業等の地域生活を支える基幹的なサービス（以下「ベーシックインフラ」という。）提供機能が低下、又は喪失することが懸念される。当該機能の低下又は喪失により、生産活動環境及び生産性の低下、収入不安定化、それに伴う新規転入者の減少及び生活環境の維持困難が生じ、さらなるサービスの品質低下や喪失という悪循環につながる恐れがある。

こうした中で、令和5年7月に閣議決定された「第三次国土形成計画」においては、自治体の行政単位にとらわれず、かつ官民が連携することで市民の日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供される圏域である「地域生活圏」の形成を通じ、地域課題の解決と地域の魅力向上を行うことが将来の国土政策上不可欠であるということが議論されてきた。

さらに、地域生活圏形成のための具体的な方策に関しては、令和6年10月から令和7年5月に開催された「国土審議会推進部会地域生活圏専門委員会」での議論を通じて令和7年6月に報告書がとりまとめられた。当該報告書においては、民間事業者等が地域課題解決につながる事業を行なっている場合には、当該事業の「社会性」（地域課題解決や生活関連サービスの持続性）を「公共貢献」と捉え、地方振興に資するものとして、積極的に評価する仕組みを構築することが必要であることが指摘された。加えて、当該報告書内では、この公共貢献の評価の具体的な仕組みについて、社会性と経済性の両立を図る民間事業者等に対して、資金や人材を呼び込み、事業の継続性を高めるための環境整備として、事業によって生まれる「社会的インパクト」を可視化する取組が重要であるとも指摘されているところである。

これを受けて、「地域生活圏構築に向けたインパクト創出～インパクト可視化・実証プログラム～」(以下「本プログラム」という)は、地域をめぐる課題に対し、官民共創による地域経営の推進を通じて、地域生活圏の形成を図る事業を支援することを目的として行われるプログラムである。

具体的には、企業、自治体等の多様な主体との連携も行いつつ、分野横断的にデータや地域資源を活用することで、地域に必要なベーシックインフラを持続的に維持・提供するとともに、地域内経済循環の促進、住民の生活満足度及び幸福感の向上、並びに地域の持続可能性の確保を目指す民間事業者等(以下「地域経営主体」という)の取組のうち、地域生活圏形成に資する良質な取組又は資すると期待できる取組を国土交通省として採択したうえで、地域経営主体に対してその取組の社会的意義を可視化するための

支援を行いながら、地域経営主体の事業の持続性を高めようと試みるものである。

(2) 概要

本プログラムでは、地域生活圏形成をめぐる課題解決に資する地域経営主体による良質な取組又は将来的に課題解決に資することが期待される取組を幅広く募集し、その中から10件程度を本プログラムにおける実証事業（以下「採択事業」という）として採択する。採択事業及び採択事業を行う地域経営主体（以下「採択者」という）名については、国土交通省のホームページ等で公表する。

その後、採択事業が創出する社会的インパクトの可視化とその利活用方法等に関するアドバイザー等を行う。

こうしたことを通じて、地域経営主体・自治体・支援者等のステークホルダーが地域経営主体の取組について共通認識を持てる環境を整え、官民を超えた地域経営主体への資金・人材等の支援促進を図る。

<参考>本プログラムのスケジュール

6月22日	「地域生活圏構築に向けたインパクト創出 ~インパクト可視化・実証プログラム~」募集開始
	応募締切 ※7月10日18時
7月下旬	「地域生活圏構築に向けたインパクト創出 ~インパクト可視化・実証プログラム~」応募者等への公募結果の通知
8月3日 ~10月30日	「地域生活圏構築に向けたインパクト創出 ~インパクト可視化・実証プログラム~」採択者等との実証事業

(3) 選考者

国土交通省国土政策局総合計画課（以下、「総合計画課」という）及び株式会社Ridilover（以下「実施事務局」という）が、本プログラムの趣旨に基づき、総合的に勘案し選定する。

(4) 対象

地域生活圏における課題を解決できる取組¹

¹取組には、事業活動（製品やサービス等）だけでなく、雇用やサプライチェーン等を通じた幅広い活動を含みます。

(5) 応募要件

- ① 地域生活圏における課題を解決できる取組²を展開していること。
- ② 自治体等³との共創に関する実績や関心があること。
- ③ 事業期間を通じて課題解決に取り組む体制を整備できること。
- ④ 法人格を有すること。
- ⑤ 重大な法令違反及び公序良俗に反する行為がないこと。
- ⑥ 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 選考方法

(1) 選考プロセス

以下のプロセスで選定する。

- | |
|---------------------|
| ① 一般公募 |
| ② 総合計画課及び実施事務局による審査 |
| ③ 本プログラムの選考及び結果の発表 |

(2) 審査基準

選定にあたっては、次の評価項目を総合的に勘案して行う。全ての項目を高水準に満たす事業者に加え、現時点での実績にかかわらず、課題設定や課題構造の理解、課題解決に向けた多様な主体間による連携体制が優れた取組も採択する場合がある。

1. 地域生活圏における課題を解決できる事業を展開している

評価項目	評価ポイント
適切な課題設定	● 当該事業によって解決を目指す地域生活圏における課題について、当該課題が明確に定義されるとともに、表面的に

² 具体的なイメージについては「地域生活圏リーディング事業（調査事業）」のウェブサイト（国土交通省）を参照。

³ 基礎自治体の下に設置される協議会や観光協会、商工会議所等を含む

	<p>起きている事象だけではなく、その根本的な要因や解決を阻害するボトルネック・制約を明確に捉えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取り組む課題の中でも特に重要視する「主たる受益者」が明確に定義されており、当該受益者に対して生み出すことを想定する変化や、その変化を生み出すためにアプローチが必要となる利害関係者及びその行動変容についても分析がされている。 ● 「暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏」の形成に向け、人口減少、高齢化、交通、医療、農業、空き家、担い手不足等の構造課題を適切に捉えられている。
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 取り組む課題の根本的な要因の解決や、主たる受益者やその利害関係者に対して起こり得る変化について、整理されている。 ● 課題解決のために行う事業・サービスによって生じる成果が整理されている。 ● 地域に暮らす人々のウェルビーイング、つながりや共創、生活を支えるサービス群等の構築を通じて、課題の根本的な要因（ボトルネック）の解決や、地域生活圏に必要なサービスの最適化・複合化・持続化に資する内容になっている。
インパクトの実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活圏における事業の展開がインパクト創出につながる蓋然性について、整理されている。
事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での継続的なインパクト創出を実現できる持続的なビジネスモデル（交通・買い物・医療・教育などの地域生活サービス分野における自律的な収益モデル）の整備や、中長期的な自走に向けた計画が整理されている。 ● 当該事業の導入～運用過程で、自治体との共創による課題解決への継続的なコミットメントを実現するため、事業スキーム上の工夫（例：資金・人材の確保、持続可能な事業モデル、関係者との連携体制、地域で継続利用されるための工夫等）が明確に示されている。 ● 地域で自律的に価値循環する持続的な事業モデルとなっている。

2. 自治体や金融機関、産業界等の地域のステークホルダーとの共創を志向している

評価項目	評価ポイント
共創の実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等として、特定地域において、自治体や金融機関、地域産業界等の地域のステークホルダーとの共創により地域生活圏にポジティブな変化をもたらした実績、又は連携協定の締結や実証実験等の経験・見通しがある。 ● 共創実績や協定等について、対象地域、実施時期、連携先（外部の大企業、地方自治体間の広域連携、地域内の金融機関など関係主体の属性・連携体制のパターン）及び取組内容が明確に示されている。 ● 「主体の連携」「事業の連携」「地域の連携」による地域経営体制が志向又は構築されている。
共創によるインパクト拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体や金融機関、産業界等の地域のステークホルダーとの共創が、課題解決によるインパクト拡大に必要であると考えられる妥当性が認められる。 ● 自治体や地銀、産業界等の地域のステークホルダーとの共創が、地域経営創出や事業拡大に寄与することについて妥当性が認められる。 ● 自治体や金融機関、産業界等の地域のステークホルダーとの共創を通じて、価値向上やインパクト創出につながる事が期待できる。 ● 取組により、地域生活圏におけるウェルビーイング、つながりや共創、生活を支えるサービス群の構築等を通じて、地域の持続性を高める長期的かつ構造的な社会的・環境的アウトカム（変化や効果）が創出される蓋然性が認められる。 ● 事業の活用に適すると考えられる自治体や金融機関、産業界等の地域のステークホルダーの特徴が整理されている。

3. その他

評価項目	評価ポイント
------	--------

組織・財務的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業期間中及び事業終了後においても、地域内外の企業・自治体や金融機関等、多様なステークホルダーとの共創による課題解決に取り組むための財務的・組織的基盤が整備されている。なお、本事業を通して整備する見通しである場合はその見通しが明示されている。 ● 地域住民、自治体、地域企業、外部企業、金融機関、中間支援組織、関係人口など、多主体間の役割・機能・責任が明確に整理されている。 ● インパクト創出及び地域内外の企業・自治体や金融機関等、多様なステークホルダーとの共創に関する知見や経験を有する人材を擁している。 ● 地域内外の企業・自治体や金融機関等、多様なステークホルダーとの共創体制が整理されている。
影響力・ロールモデル性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活圏の課題解決に向け、他地域の模範となる良質な取組又は将来的に課題解決に資することが期待される取組を行っている。 ● 「地域生活圏構築に向けたインパクト創出 ~インパクト可視化・実証プログラム~」を通じて、社会や市場に対して期待される変化や価値が明確に示されている。 ● 地域・産業・社会に対する中長期的な波及効果やインパクトが認められる。
実装に向けた支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体や金融機関、産業界等の地域のステークホルダーとの共創を通じた取組における課題が整理されており、本事業への応募目的が明確である。

3. 応募方法

(1) 応募書類の提出

下記のURLより応募様式をダウンロードの上、必要事項を記載し、提出先アドレスまでご提出ください。なお、採択された場合、ご提出いただいた内容を公表させていただく可能性があります。

提出先：chiikiseikatsu_socialimpactr8@ridilover.jp

(2) 留意事項

- 締切を超過しての提出は受け付けません。余裕を持ってご提出ください。
- 提出された書類に不備がある場合、審査を行わないことがあります。
- 応募内容の確認や追加の資料送付依頼等、実施事務局から連絡をさせていただくことがあります。

4. 募集スケジュール

6月22日(月)	募集開始
7月10日(金) 18時	応募締切
7月下旬	本プログラムの選考結果公表 (予定)

5. 説明会の実施

募集に係るオンライン説明会を以下日程で開催します。説明会の出席にあたっては、事前の参加申し込みが必要となります。申し込む場合は、末尾の問い合わせ先アドレスまでご連絡ください。なお、当該説明会への出席については、応募にあたっての必須要件とはしません。

<説明会実施日時>

- 6月23日(火) 16時～17時
- 6月25日(木) 12時～13時

6. 本プログラム実施に係る留意事項

- (1). 選考の結果、企業・団体等の応募者による取組が本プログラムに採択された場合、個別に実施事務局より選考結果を通知いたします。
- (2). 採択事業については、選定後のアンケート・広報・PR活動、各種イベント等へのご協力を依頼させていただくことがありますのでご了承ください。
- (3). 本プログラム実施期間中、8月～10月の間に概ね月初・月末に実施事務局との打ち合わせが必須になりますのでご注意ください。
- (4). 本プログラムを実施する中で、実施事務局から関係ステークホルダーへのヒアリング及び情報収集をご依頼する場合がございますのでご了承ください。

7. 選考結果の取消し

以下のいずれかに該当する場合、総合計画課及び実施事務局は、本プログラムに関する採択結果を取り消すことがある。

- (1) 採択事業が、本プログラムの評価項目の各項目に該当しなくなった場合。
- (2) 採択事業が、本プログラムの評価項目の各項目に関して十分な取組ができていないと認められた場合。
- (3) その他、採択事業又はその関係者等の行為が、本プログラムとして適切でないと総合計画課又は実施事務局が認めた場合。

8. 選考結果の有効期間

令和8年度末までを予定。

9. 取得した情報の取り扱いについて

(1) 情報の取得及び利用目的

総合計画課及び実施事務局は、応募書類により取得した情報（個人情報を含む。以下9.において同じ。）について、本選考手続のために利用するほか、実施事務局からのお知らせのために利用させていただくことがあります。

(2) 安全確保について

総合計画課及び実施事務局は、取得した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取得した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(3) 利用及び提供の制限

総合計画課及び実施事務局は、本事業において取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、上記の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用し、公表することがあります。

(4) 委託先の監督

総合計画課及び実施事務局が、本件にかかる個人情報の全部又は一部の処理等を外部に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

10. 問合せ先

地域生活圏構築に向けたインパクト創出事業実施事務局

管理者名：曹 太陽

所属部署：事業開発チーム

連絡先：メールアドレス：chiikiseikatsu_socialimpactr8@ridilover.jp

※ お問い合わせは電子メールのみの受付とします。